

(企画管理部教育総務課)
(教育振興部 教職員課)

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の原案について（概要）

1 改正の理由

教職員の定数は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第31条と第41条により、条例で定めることとされていることから千葉県学校職員定数条例により定めているところである。

このたびの一部改正は、令和4年度の小・中・義務教育・高・特別支援学校における学校数・学級数の増減等に伴い、学校職員定数の適正化を図るために行うものである。

2 改正の内容

第二条第一号中の「教育委員会の所管に属する学校の職員」を
「11, 335人」 から 「11, 279人」に
同条第二号中の「県費負担教職員」を
「25, 695人」 から 「25, 768人」に改める。

3 定数増減の主な理由

(1) 「教育委員会の所管に属する学校の職員」の定数増減の主な理由

- ・ 県立高等学校
学級数の減、県単定数の減
- ・ 県立特別支援学校
学級数の増、新設校開設に伴う増

(2) 「県費負担教職員」の定数増減の主な理由

- ・ 小学校
学級数の増、加配の基礎定数化による増
- ・ 中学校
学級数の増
- ・ 市立特別支援学校
学級数の減

4 条例定数の内訳

	令和4年度 条例定数	教育委員会 所管する 学校の職員	県費負担 教職員	
小学校	16,434 (16,391)		市町村立小学校 16,434 (16,391)	
中学校	9,113 (9,076)	県立中学校 38 (38)	市町村立中学校 9,075 (9,038)	38 県立千葉中学校 県立東葛飾中学校
高等学校	7,464 (7,542)	県立高等学校 7,464 (7,542)		
特別支援 学校	4,036 (4,021)	県立特別支援学校 3,777 (3,755)	市立特別支援学校 259 (266)	259 (市立特別支援学校) 船橋市1校 市川市1校
計	37,047 (37,030)	11,279 (11,335)	25,768 (25,695)	
前年度比	+17	-56	+73	

- ・()内の数値は、令和3年度のものである。
- ・小学校には、義務教育学校の前期課程を含み、中学校には義務教育学校の後期課程を含む。

5 条例改正時期

令和4年4月1日